

環境審査顧問会火力部会

議事録

1. 日 時：平成29年4月21日（金）14:00～15:46

2. 場 所：経済産業省別館1階 108各省庁共用会議室

3. 出席者

【顧問】

市川部会長、石丸顧問、岩瀬顧問、角湯顧問、河野顧問、小島顧問、近藤顧問、島顧問、鈴木靖顧問、鈴木雅和顧問、日野顧問、村上顧問、山本顧問

【経済産業省】

長村統括環境保全審査官、高須賀環境審査担当補佐、松井環境審査担当補佐、松浦環境審査担当補佐、高取環境審査分析官、渡邊環境アセス審査専門職

4. 議 題：（1）環境影響評価方法書の審査について

・姫路天然ガス発電株式会社（仮称）姫路天然ガス発電所新設計画

①方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、兵庫県知事意見の説明

②方法書に係る審査書（案）の説明

③質疑応答

5. 議事概要

（1）開会の辞

（2）配付資料の確認

（3）環境影響評価方法書の審査

・姫路天然ガス発電株式会社「（仮称）姫路天然ガス発電所新設計画」について、事務局から方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、兵庫県知事意見、審査書（案）の説明を行った後、質疑応答を行った。

（4）閉会の辞

6. 質疑内容

(1) 姫路天然ガス発電株式会社 (仮称) 姫路天然ガス発電所新設計画

<方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、兵庫県知事意見の説明>

○顧問 どうもありがとうございました。

最初に補足説明資料について、確認していきたいと思います。

微小粒子状物質の件について、お願いいたします。

○顧問 この説明のとおりで結構でございます。

○顧問 補足説明資料2番の降下ばいじんについて、お願いします。

○顧問 これで結構です。

○顧問 補足説明資料3番のドップラーソーダを使う件についてもこれで結構です。

補足説明資料4番の冷却塔白煙ですが、私も意見を申しましたが、如何ですか。

○顧問 ここに書かれてあるとおおり丁寧にやっただいて、電中研モデルの結果はまだ拝見したことがないので、しっかり予測・評価をしていただければと思います。

○顧問 予測手法については、方法書を少し詳しくしていただいたということで、これで構わないのですが、私が現地調査のときに申し上げたのは、環境保全措置と評価を適切にさせていただきたいということです。最後に先行事例を参考にと書かれていますが、過去のアセス図書をみると、特に準備書段階のアセス図書をみると、例えば白煙が5km出ていても環境に影響がないという適切とは思えないような評価をされている事例があります。そういうものは参考にされないで、適切に評価をしていただきたいと思います。

それから、これも現地調査で申し上げたのですが、既に大阪ガスさんが泉北で冷却塔をお持ちで、実績があるわけです。その実績なども参考に、白煙が起こるのか起こらないかということも評価していただければいいと思います。よろしくお願いいたします。

○事業者 適切な事例の調査に努めまして、その事例を参考に準備書のときには予測評価をさせていただきます。ご意見どうもありがとうございます。

○顧問 よろしくお願いいたします。

補足説明資料5番の水の濁りについて、お願いいたします。

○顧問 一般的に用いられている濁度の測定法に戻していただけるということで、それで結構でございます。

○顧問 補足説明資料6番の総量規制について、お願いします。

○顧問 この回答では、特定事業場ではないから何を出してもいいというようにも受け取れます。兵庫県知事意見にも排水水質のことが書かれていますので、他の特定事業場などの排水濃度を引用して、本当は拡散式か何かで計算をしなければいけないとは思いますが、現状からの変化が非常に軽微であるというふうに導くといいと思います。それほど排水量ではないという気はしますので、実際の排水量をほかの特定事業場の数値などを参考に論じていただきたいと思います。影響が大きいようでしたら、拡散式などを使って予測していただきたいと思います。

○事業者 ご指摘ありがとうございます。方法書段階で、計画の熟度が低いということで、今後詳細設計を進めていきながら排水濃度、排水量を低減できるように検討してまいります。先生のご指摘のとおり他事例も参考に、今後、排水水質の検討は進めてまいります。

○顧問 補足説明資料7番の生態系の項目選定について、お願いします。

○顧問 幾つか意見がありまして、注目種はハヤブサとハクセキレイを想定しておりますというのですが、方法書の項目では、追加選定になります。想定するのと選定するのではニュアンスが違いますので、そこは考えていただきたい。これは補足説明資料だから結構ですが、ハヤブサについてです。方法書第三章の生態系では、猛禽類等、オオタカ等の「等」の中に全部入っているのか、文章に出てこない。準備書段階では、なぜハヤブサを注目種として選んだのか、なぜハクセキレイを典型性として選んだかということが分かるような説明をお願いしたいと思います。

補足説明資料13ページに調査内容が、次のページにフロー図があります。表7-1の調査方法にラインセンサスとありますが、動物相の鳥の調査のときのラインセンサスを使われるのですか、あるいはハヤブサを想定した調査として別途ラインセンサスをおやりになられるのですか。

○事業者 動物と猛禽類と同じラインセンサスを想定しております。

○顧問 動物の鳥の調査、相の調査をするときのラインセンサス、あるいはポイントセンサスの趣旨は何ですか。事業者の方、コンサルの方がよく言われるのは、相の調査の一環ということですが、もしそういうお考えであれば改めていただきたい。要するに、センサスというのは、定量的にデータを出せる手法です。問題となるのは、相の調査データを、各季ラインは恐らく1回の調査なので、生態系では定量的に評価しなければいけないのに、1回の調査結果で答えが出せますか。

○事業者 2回調査をする計画でございまして、ご指摘のとおり、できる限り定量的な調査をするように努めてまいります。

○顧問 少なくとも3回以上、野鳥の会や鳥の専門家は、5～6回調査をやって、それを使うということを言われています。費用もかかりますが、どのように定量的なデータを作り上げるかは工夫していただきたい。

この事業で大きな問題になるとは考えにくいのですが、やはりしっかりとしたデータに基づいて、精度の高い予測評価につなげていただきたいということが前提です。

補足説明資料19ページで、ハヤブサの調査点を3地点設定していますが、これで十分ですか。ハヤブサは猛禽ですから行動圏が相当広い。繁殖状況というキーワードも入っていますので、どこで繁殖しているのか、どこで主な餌をとっているのかというようなことを考えたときに、3地点で十分カバーできていると言えるかということになります。恐らく、行動圏がもっと広くて、繁殖は別のところということになると、この範囲の中で中心域はどこになるのですかということになってきます。この3地点だけでは全体の行動圏と高利用域を把握し切れないので、考え直していただきたい。

それから餌量の調査ですが、行動圏がどのくらいかということ考えたときに、飛翔調査において、事業場内でハンティングがあったとか、なかったとかというのはあるのですが、実際にここだけで十分な餌量を確保しているのでしょうか。エリア外でも相当ハンティングしている可能性もあるわけですね。その比率も考慮しないと変な予測評価になると思います。ハヤブサを取り上げるのはいいのですが、結構大変です。しかも、繁殖状況というキーワードの中には繁殖が成功した、しないというようなこともあるので、必要な餌量をどこでどの程度とっているか、それをうまくつなげるようにしていただきたいと思います。

ハクセキレイも同じで、センサスのルートが大阪ガスのエネルギー基地の方や浜手緑地のところまでというようになりますが、それぞれ目的があるのだと思いますが、データが全部有機的につながるような解析を、準備書で示すようにしていただきたい。

○事業者 ご意見ありがとうございます。調査のとりまとめ結果等、予測、評価のやり方等については先生のご意見を踏まえまして、適切なものができるように準備書で工夫してまいりたいと思います。

○顧問 補足説明資料8番の重要な群落等について、お願いします。

○経済産業省 本日、先生がご欠席でございまして、事前に確認いただきまして、再コ

メントはございませんという回答をいただいております。

○顧問 では、補足説明資料9番の浜手緑地の造成時期について、お願いします。

○顧問 これはこれで結構ですが、現地調査後、調べてみたら、国交省の建築研究所が、浜手緑地の当初植栽の年数が経過した場合、どのように変化しているかを全部調べて報告書を出しています。ネットで公開されていて、何百ページになっていますが、ここはいわゆる海岸植生のモデルで、密植造林のような手法などを採用して、それがその後、どう生育しているかを全部フォローしています。その辺の調査も踏まえて、この後の植生調査に参考にさせていただきたいと思います。

○事業者 情報ありがとうございます。周辺緑地の状況等調査してまいりますので、その情報をまとめて、将来の発電所の緑化計画にもつながるように十分考えてまいりたいと思います。

○顧問 それでは、顧問限りの補足説明資料に移ります。

1番の空冷式熱交換器の温風影響について、お願いします。

○顧問 温風の広がり方は思った以上に風下というか、上空の方について、距離が長いと思ったのですが、これは現実的な気象条件で、もう少し事例を増やして計算されるのか、どんな感じでやられるかというのをお聞きしたいと思います。

○事業者 今回ご説明した資料は、先行事例に基づいて影響が最も大きいと考えられる1つの条件の計算結果を載せております。実際、空冷式熱交換器を採用する場合には、もう少し複数の条件で検討するなど、適切な予測、評価に努めてまいりたいと考えております。

○顧問 それは準備書のときに出してください。

○顧問 準備書のときで結構です。あと、環境影響評価の項目に選定して、二重丸になっていますが、今回のこの調査の予測や評価手法が、今後のアセスの先行事例になるので、その辺の整理もしっかりやっていただければと思います。

○事業者 分かりました。ご意見ありがとうございます。

○顧問 これについては、電中研さんが経産省さんの委託を受けて開発された手法があります。報告書は公開されているのですでしたか。

○経済産業省 報告書は年度内にはいただいておりますが、公開はまだできていないと思います。

○顧問 公開されれば、その報告書を参考にさせていただければいいと思います。

2番の一般排水の水温について、お願いします。

○顧問 流量が少ないので問題ないと思いますが、1つお聞きしたいのは、希釈倍率はどんな形で出されているのですか。

○事業者 希釈倍率ですか。

○顧問 表2-1の希釈倍率の17.5というのは何ですか。

○事業者 こちら、夏場の排水の温度を今回45℃と設定しております。そして、海水の温度を東部工業港内の夏季の表層水温である27.5℃としております。海水の温度と排水の温度、この温度差17.5℃が1℃までに希釈される倍率です。

○顧問 この説明は書かれておいたほうがいいですね。何も分からないから。

○事業者 承知しました。

○顧問 これは夏場だけで、冬場はどのようなのですか。

○事業者 冬場ですと、1℃上昇範囲が。

○顧問 いや、排水の温度はどれぐらいで出るのですか。

○事業者 温度は20℃です。

○顧問 そんなものですか。そうすると、バックグラウンドは10℃ぐらいということですか。

○事業者 10℃未満になりますが、排水温度は20℃となります。

○顧問 分かりました。ありがとうございました。

○顧問 では、一般排水による塩分濃度について、お願いします。

○顧問 観測上、淡水は非常に薄くなって遠くまで広がっていくということでご質問しました。拡散厚さについて、最初はたしか2mにされていて、0.5mも出していただいたので、これで結構だと思います。

○顧問 これも同じように希釈倍率はどうやって出すのですか。

○事業者 水温の影響につきましては平野の式を引用してありまして、淡水の影響につきましては新田の式、そしてジョセフセンドナーの式を用いております。まず、新田の式を用いまして、想定する排水量、それで拡散範囲外縁の距離を算出します。そこからジョセフセンドナーの式を用いまして、寄与率が-6%になる距離を算出しております。

○顧問 外縁というのは何ですか。外縁の濃度は何ですか。

○事業者 影響がゼロになる範囲です。

○顧問 ゼロというのはあり得るのですか。0.01とかという感じになってきますよね。

- 事業者 新田先生の実験式による色素が実験で、ちょっと難しいです。すみません
- 顧問 分かりました。結構です。
- 顧問 よろしいですか。それでは4番について、お願いします。
- 顧問 回答はこれで結構ですが、建設機械の稼働で窒素酸化物の予測をされると思います。その際に、環境基準は二酸化窒素0.04～0.06ppmのゾーン又はそれ以下という基準です。なるべく0.04ppmのコンターが敷地境界の外に出ないようにしていただきたいというのと、皆さん、非常に安全側を設定して、かなりの発生源を想定される場合が多いので、そこはよく考えて現実的な発生源を置いて、計算していただくようお願いしたいと思います。
- 事業者 ご指摘ありがとうございます。今後、工事計画を立ててまいりますので、工事の平準化等、環境保全措置を検討していきながら、環境影響が小さくなるような工事計画をしてまいりたいと思います。
- 顧問 今のご指摘は、ほかの事例でもよく出てくるご意見です。最大でやられるのは、それはそれで構わないのですが、あまりに最大にするのではなくて、もう少し現実的なケースも示していただければ住民の方も安心すると思います。
- 事業者 ありがとうございます。ご意見拝聴いたしました。
- 顧問 住居の位置について、よろしいですか。
- 顧問 稼働時は騒音発生源とそれなりの距離があると思いますが、住居と思われるという「思われる」というのがよく分かりません。工業地域であることから、特にこれを問題にしなければいけないということでもないようにも思いますが、最終的には4基になるので、騒音が全く聞こえないという状況では決してないと思います。十分影響のない計画にしていきたいと思います。
- 事業者 ご意見ありがとうございます。特に騒音に関しましては、発電設備のレイアウトを工夫する等、可能な限り騒音を低減できるように配慮してまいりたいと思います。
- 顧問 「思われる」と書かれたのは、人が住んでいるかどうか分からないという意味ですか。
- 事業者 工業地域でございまして、工場がたくさんございます。最も近い住居と思われる地域には、アパートと思われるものがございましたので、そちらを入れております。ほかには住居兼工場みたいなものももしかしたらあるかもしれない、そういう想定が考えられますので、断定的な物言いの仕方ではなく、想定されるというような表現にして

おります。

○顧問 分かりました。現地調査のときの意見に対しては、以上でお答えいただいているのですが、現地調査に行かれなかった先生方から何かご意見があればお願いいたします。

○顧問 補足説明資料2番目の降下ばいじんの文献調査についてお伺いします。ここには、近くにある2地点の結果が示されていて、継続的に降下ばいじんの総量が測定されている地点は、この事業実施区域の近くですと、確かにこの2つです。しかし、姫路市は10年ほど前に降下ばいじんのことがかなり問題になりまして、不溶解性物質について相当多くの地点で独自の目標を定めて継続的に測定しているので、そのデータについてもあわせて整理していただければいいのではないかと思います。ご検討ください。

○事業者 ご意見ありがとうございます。そのようなデータを調べまして、ございましたらきちんと整理をしてまいりたいと思います。

○顧問 ほかいかがでしょうか。全体的に何かございましたらお願いします。

○顧問 教えてください。温排水は少ないのであまり影響がないというのはそうなのですが、ここでは平野の式、新田の式、ジョセフセンドナーの式の3つの式を使っていますが、平野の式と新田の式というのは影響範囲を示す式ですよ。数字的にはあまり議論しない、濃度などは議論しないで、ジョセフセンドナーの式に濃度が入っているのですが、要するに温度とかはこの式だけで議論できないのですか。

○事業者 今回提示している資料に関しましては、同じような検討をされていらっしゃる先行事例に倣いまして式の選定をして、検討結果を出させていただいたということがございます。先行事例があったので、基本的にこれは一般的なのかなと考えて検討させていただいた次第でございます。

○顧問 よろしいですか。

○事業者 補足でございますが、水温の予測に関しましては、環境影響評価の手引にも記載がありましたので、その記載に基づいて予測をしたということでございます。

○顧問 新田の式は水温の予測はできないでしょう。範囲だけでしょう。

○事業者 はい。

○顧問 平野の式も結局そうですね。

○顧問 希釈倍率のaが入っているから。

○顧問 1℃という保証は何もないような気がするのですが。

- 顧問 おっしゃるとおりですが、これは倍率だから。
- 顧問 よろしいですか。
- 顧問 大きな問題ではないと思います。
- 顧問 ほかいかがでしょうか。
- 顧問 県知事意見の全体的事項の(3)のイに対象事業実施区域の近隣地で同時期に姫路中央卸売市場が建設される予定と書いてあります。これはどの辺ですか。
- 事業者 方法書5ページをご覧ください。対象事業実施区域の位置及び周囲の状況がございまして、発電所計画地が赤い色で塗り潰しされております。その東側に現在は出光興産さんのメガソーラーができてございまして、方法書6ページの資料を見ただきますと、これは上下逆になっておりますが、下の方に太陽光パネルが並んでいるのが見えるかと思えます。さらにその東側に市場が立地される予定ということでございまして、方法書16ページをご覧ください、もう少し場所を細かくご説明します。方法書16ページに道路が書いてございまして、対象事業実施区域の東側に市道白浜221号線という道路が南北に走っております。その西側に市場が移転される予定だと聞いております。
- 顧問 分かりました。この工事に関して、県から情報提供していただくことは可能なのでしょうか。
- 事業者 この市場に関しましては、兵庫県さんではなく姫路市さんが事業主体として計画をされていらっしゃるようでございまして、この市場に関する情報も姫路市さんにご相談をしながら得られる情報は得てまいりたいと考えております。
- 顧問 分かりました。情報を検討していただいて、交通ルート上で重複するのであれば累積的な影響も検討していただければと思います。
- 事業者 ご意見ありがとうございます。そのようなことを考えてまいりたいと思えます。
- 顧問 県知事意見に「二酸化炭素排出量のうち県内に排出される量を明らかにすること」とあります。現在の段階ではどこに売電するかというのは決まっていないと思えますが、準備書段階で分かるのでしょうか。
- 事業者 姫路天然ガス発電株式会社は、発電専門の会社として計画してございまして、両出資親会社であります大阪ガス、出光興産に電気を販売するという形になるかと思えます。大阪ガスと出光興産がその先どこに電気を売っていくかというのは、我々事業者の立場からすると分からないという状況になるかと思えます。準備書段階では、できる

限り明らかにしたいと思いますが、明らかにならない範囲もあるかと思っております。

○顧問　そうすると、県知事意見に対しては準備書の段階でも答えられないということですね。

○事業者　県内排出という意味のご質問でいらっしゃいますか。

○顧問　県知事はそのように意見しています。

○事業者　兵庫県さんに県内排出の意味合いはどのような意味でしょうかという確認をさせていただいたところ、発電所が稼働しているときは当然発電をしているのですが、発電所が止まっているとき、例えば夜間などは発電所が止まっておりますと、発電設備を維持するための電力を発電所で使うので、その発電所で使う電力によって、CO₂を出していることにカウントされるのだということで、それを県内排出という言い方で兵庫県知事様からはご指摘をいただいているという解説をいただいております。

○顧問　そういう意味ですか。そういう意味だと、この文章は誤解を招く文章ですよ。普通、県内排出というと、発電した電気を売って、それが兵庫県内で使われるということですが、今のご説明ですと、この文章はあまりよくない文章だと思います。

○事業者　私どもも知事意見の意図を確認させていただきまして、兵庫県様からはそういう意図だと、要は所内で使う電気の量を減らしなさい、可能な限り省エネに努めなさいということをご指摘としていただいたと聞いております。

○顧問　それは違うでしょう。私は兵庫県の環境影響評価審査会の委員としても、この発電所についての審査を担当させていただきましたが、今の説明は正しくありません。兵庫県の担当者とはそういう話をされたのかもしれませんが、知事意見としては所内で使う電気量についての意見を出したのではなくて、やはり発電された電力をどこに売却して、県内の排出量がどのぐらいになるかということを知事が問題にして、こういう意見を出しているわけです。今の発言は取り消していただきたいと思います。

○事業者　申しわけございません。兵庫県の担当者様にお聞きした情報をそのまま申し上げてしまいまして、それは誤解であったかもしれません。訂正して、取り消させていただきます。この知事意見に関しましては、真摯に検討してまいりたいと思います。

○顧問　先生がいらっしゃってよかったのですが、この知事意見を素直に読めば先ほどご説明されたようなことはないと思います。ただ、準備書のときに答えにくい質問だと思うのですが、できる限り答えられるということですよ。

○事業者　できる限り真摯に対応してまいりたいと思っております。

- 顧問　　そういうことでよろしいですか。
- 顧問　　はい。
- 事業者　　大変失礼いたしました。
- 顧問　　ほかいかがでしょうか。
- 顧問　　兵庫県知事意見の3ページのウの建設機械の稼働に伴う騒音及び振動についてです。事業実施区域の仮設工事用地ですから、少し東の方を意味していると思いますが、ここで建設機械を使用する場合、敷地境界の地点を追加し、調査、予測及び評価を行うことという意見がついていますが、どのようにされますか。
- 事業者　　仮設工事用地は物置場として利用する考えでございますので、建設機械の稼働はないかと考えております。そのため調査地点を追加するということはせずに、方法書に書いてある調査、予測、評価の手法にのっとりて手続を進めてまいりたいと考えております。
- 顧問　　実質的に機械の稼働はなくて、置き場だけあるということですね。
- 事業者　　あくまで資材置き場として使うという考えでございます。
- 顧問　　承知しました。
- 顧問　　知事意見の4ページで、動物・植物・生態系のウの後半に、外来種の状況について現地調査を行い、事業実施による侵入、定着、拡散リスクの程度を予測及び評価することとありますが、具体的にどうされますか。
- 事業者　　これは結構難しいご意見だというように認識しておりまして、我々は環境影響評価の手引に基づいた予測評価をしてまいりたいと考えております。外来種の定着等に関しましては、この予測は非常に難しいものと考えておりますので、今後検討してまいりたいと思いますが、なかなか実現は難しいのではないのかと現時点では考えております。
- 顧問　　外来の植物の場合は引っこ抜いて管理するという手はあると思うのですが、例えばハクビシンなどの動物が周辺で出ているようですが、その辺はどのようにやられるのですか。実際の現地調査をベースにして、どんなことが考えられるかというようなことで答えられればよろしいのではないかと思います。
- 事業者　　参考になるご意見ありがとうございました。
- 顧問　　それでは、審査書（案）の説明をお願いいたします。

<環境影響評価方法書の審査書（案）の説明>

○顧問 ありがとうございます。

審査書（案）についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

○顧問 審査書（案）17ページの3.1.6の上の3行の「対象事業実施区域の大部分は」というくだりです。「生物相は人為的な環境に適応したものに限られると考えられる」と書いてあるのですが、これは予断と偏見で、やってみないと分からないのです。意外にこういう場所は非常に鋭敏な環境というのですか、それに適応している昆虫や重要種が出てしまったりすることがあるのです。それを守れとは言わないのですが、守ろうとしても多分守れないかもしれません。ただ、人為的な環境でも自然は自然なのです。こういうところに特化した昆虫とか、そういうものも時々出ます。ですから、調査前にこういうことは、書かないほうがいいのではないかと思います。「定期的な草刈り等の実施により管理されている」でとめておいてほしいと思います。

○顧問 経産省さん如何ですか。

○経済産業省 審査書（案）は、ご指摘いただいたように修正いたします。事業者さんも準備書段階で、反映するようにお願いします。

○顧問 ほかいかがでしょうか。

○顧問 審査書（案）15ページの下から4行目の底生生物の名前ですが、ハネエラスピオ属と片仮名で書いてありますが、これでよろしいですか。

○顧問 大丈夫です。

○顧問 分かりました。審査書（案）17ページの生態系の3.1.6の上の段落、オオタカ等の猛禽類が樹林を採餌場等に利用していることが想定されるの「また」以下です。「対象事業実施区域の」とありますが、これは陸側から見た書きぶりになっているのですよね。「周辺海域では、下位消費者として魚類等が生息し、上位の消費者として、ミサゴやウミネコ等の鳥類が想定される」と陸側の状況で書いています。「周辺海域では」という書きぶりになっていると、海側のことを書かなければいけないという気もします。これはこれでもいいのですが、海側は海側での上位性があると思います。海の中は海の中で下から上までというようになっているので、その辺を留意することを認識しておいていただければよろしいかと思います。

○顧問 文章はどうですか。

○顧問 このままでいいと思いますが、どうでしょうか。

- 顧問 重要な種の根拠がはっきりしないのです。これは恐らくレッドデータブックとか、そういうもので重要と言っているだけだと思います。海は物質循環が大事だから、物質循環のキーになっているようなものが本当は重要で、種はあまり関係ないのです。。海域の生態系は、難しいですね。現場を見てみないと機能的な面で重要な役割を演じている種は判断できないので、今はこれでいいのではないですか。
- 顧問 では、このままでいいということによろしいですか。
- 顧問 しようがないですね。
- 顧問 では、これはこのままということで。
- 顧問 見方によっては重要には違いがないので。
- 顧問 ほかはいかがでしょう。よろしいですか。では、先ほど指摘されたところを修正して、審査書（案）を確定してください。
- 経済産業省 先ほどご指摘いただいたところを修正して審査書（案）を確定させていただきます。
- 本日の審査、知事意見を踏まえまして、次の手続に入りたいと思います。
- それでは、本日の火力部会を終了いたします。どうもありがとうございました。

—了—